

令和2年10月28日

八雲町長 岩村克詔 様

八雲町議員報酬及び特別職給料審議会
会長 大野尚司

八雲町議会議員の議員報酬の改正について（答申）

令和2年10月28日付八総総第51号により諮問のありました標記につきまして、当審議会は下記のとおり決定したので答申いたします。

記

1 八雲町議会議員の議員報酬の額

これまで不明確であった議員報酬の算出根拠が原価方式（議員の活動量と町長の活動量及び給与額を基にする方式）により明確化され、改正案のとおり増額することが適当である。

- | | | | |
|---------|------|----------|---------------|
| (1) 議長 | 報酬月額 | 340,000円 | (現行額+45,000円) |
| (2) 副議長 | 報酬月額 | 275,000円 | (現行額+45,000円) |
| (3) 委員長 | 報酬月額 | 255,000円 | (現行額+50,000円) |
| (4) 議員 | 報酬月額 | 243,000円 | (現行額+48,000円) |

2 付帯意見

- (1) 報酬額の増が大きいことから、今後の議員活動、開かれた議会運営を強く望むものである。
- (2) 議員報酬改正の時期については、再度検討していただきたい。